

一関市移動式赤ちゃんの駅貸出要領

(目的)

第1 この要領は、一関市内で開催されるイベントに乳幼児の授乳やオムツ交換を行うためのスペースとして、移動式赤ちゃんの駅を貸し出すことにより、乳幼児を連れた保護者が安心してイベントに参加できる環境づくりを推進し、子育て支援に資することを目的とする。

(貸出し条件)

第2 移動式赤ちゃんの駅の貸出しを受けることができる団体及びイベントは、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 一関市内でイベントを主催する団体
- (2) 特定の政治、思想又は宗教若しくは営業活動を目的としない団体及びイベント
- (3) 乳幼児を連れた保護者が参加できるイベント
- (4) 法令又は公序良俗に反しない団体及びイベント

(貸出しの申請)

第3 移動式赤ちゃんの駅の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、一関市移動式赤ちゃんの駅貸出申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 申請者は、貸出しを受けようとする日の6月前の日から7日前の日までに申請書を提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

(貸出しの承認等)

第4 市長は、第3の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、貸出しの可否を決定し、一関市移動式赤ちゃんの駅貸出承認書（様式第2号）又は一関市移動式赤ちゃんの駅貸出不承認書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 貸出しの希望期間が重複する申請があった場合は、原則として先着順とする。

(貸出しの期間)

第5 移動式赤ちゃんの駅の貸出期間は、最長7日とする。ただし、貸出しが重複しない場合で、市長が認める場合は、この限りではない。

(使用料)

第6 移動式赤ちゃんの駅の使用料は、無料とする。

(貸出し及び返却)

第7 移動式赤ちゃんの駅の貸出承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、原則として自ら一関市健康こども部こども家庭課において移動式赤ちゃんの駅を直接借り受け、返却の際に一関市移動式赤ちゃんの駅使用実績報告書（様式第4号）を提出しなければならない。

2 使用者は、返却時に移動式赤ちゃんの駅に破損、汚損等がないか十分確認しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第8 使用者は、移動式赤ちゃんの駅の使用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第三者に権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (2) 申請書に記載のイベント以外には使用しないこと。
- (3) 移動式赤ちゃんの駅使用説明書に従い適正に管理し、使用すること。
- (4) 予め定められた期限までに返却すること。
- (5) その他市長が特に付した条件に従って使用すること。

(貸出承認の取消し)

第9 市長は、使用者が第8に掲げる事項を遵守しなかった場合、又はこの要領の規定に違反した場合は、貸出承認を取り消すことができる。

2 市長は前項の規定により貸出承認を取り消した場合は、一関市移動式赤ちゃんの駅貸出承認取消書(様式第5号)により使用者に通知するものとする。

3 前2項の場合において、既に貸出しを行っている場合は、市長は返還を命じるものとし、使用者は直ちにこれに応じなければならない。

4 貸出承認の取消しにより使用者に損害が生じても、市は一切の責任を負わない。

(原状回復)

第10 移動式赤ちゃんの駅を破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修等必要な処置を行い、原状に復さなければならない。

2 補修等が困難な状態まで破損又は汚損した場合並びに移動式赤ちゃんの駅の全部又は一部を紛失した場合は、市長は使用者に対し実費弁償させることができる。

(市の責任)

第11 移動式赤ちゃんの駅の使用により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、市は一切の責任を負わない。

(補則)

第12 この要領に定めるもののほか、移動式赤ちゃんの駅の貸出しに関し必要な事項は市長が別に定める。

(施行期日)

この要領は、平成30年8月1日から施行する。

附 則 令和5年4月1日一部改正